

短期集中型介護予防サービス実施に関するQ&A

No	受付日	質問	回答	回答日
1	2016/12/14	<p>従事予定者（理学療法士もしくは作業療法士、以下 PT等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼務職員でよいか？ ・非常勤職員でよいか？ ・当該サービスを提供している時間のみ、勤務していればよいか？ ・当該サービスを提供している時間中は「専従」となるか？ ・当該サービスの通所リハビリを提供している時間中に、以下の業務を行うことは可能か？ <p>例．介護保険の通所リハビリもしくは通所介護、医療保険の疾患別リハビリ</p>	<p>他の業務と兼務する場合、他の業務に影響しなければ本事業に関しては兼務可能ですが、本事業に従事している業務時間内に、他の業務に従事することは認められません。なお、常勤、非常勤は問いません。</p> <p>事業ごとに、勤務時間を分けてカウントしてください。</p>	2016/12/21
2	2016/12/14	<p>当該サービスの通所リハビリの実施方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数名の PT 等が同時に従事している場合、1人の PT 等が当該サービスの通所リハビリと介護保険の通所リハビリを同時一体的に提供してもよいか？ もしくは介護保険の通所介護を同時一体的に提供してもよ 	<p>本事業に従事しているスタッフが他の事業と同時一体的に提供することは認められません。</p> <p>契約書、重要事項説明書は必須と考えていませんが、サービスを提供するにあたり、本事業の目的、緊急時の対応や連絡先、終了時期などは利用</p>	2016/12/21

		<p>いか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者との間で契約書や重要事項説明書は必要か？ 	<p>者へ説明する必要であると考えます。</p>	
3	2016/12/14	<p>当該サービスの訪問リハビリの実施方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所は自宅以外でもよいか？ ・自宅以外で実施する場合、現地で利用者と会って、訪問リハビリ実施後、現地で別れる方法でもよいか？（現地集合現地解散方式） 	<p>訪問リハビリの提供は自宅以外でも可能です。ただし、自宅以外の場所でリハビリを提供する必要がある場合に限りです。</p> <p>現地集合現地解散での提供は可能です。ただし、家族による送迎が可能である等往復に関してリハビリが不要な場合と考えられます。</p>	2016/12/21
4	2016/12/14	<p>当該サービスの通所リハビリの設備基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時間内は「専用区画」が必要か？それとも他サービスと「共用区画」でよいか？ <p>例．介護保険の通所リハビリもしくは通所介護、医療保険の疾患別リハビリ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独で実施する場合、最小面積の基準はあるか？ ・介護保険の通所リハビリと共用区画で実施する場合、最小面積の基準はあるか？ ・医療保険の疾患別リハビリと共用区画で実施する場合、最小面積の基準はあるか？ 	<p>本事業の実施については、サービス提供時間内において専用区画で実施することが望ましく、提供すべき内容を安全に提供できる広さを確保してください。設備基準は設けていません。</p> <p>他の事業との共有区画を使用する場合は、本事業の人員基準、他の事業の人員基準、設備基準等を遵守したうえで本事業の実施をお願いします。</p>	2016/12/21

5	2017/1/27	<p>送迎について</p> <p>・実施要領の7送迎について、「(1)参加者からの希望がありかつ必要と認めた場合は事業者が送迎を行うこと。」とあるが、様式2の応募内容確認書の4(2)送迎体制では、「なし・あり」となっており、送迎の必要性についてあいまいである。送迎の必要性について、はっきりする必要があるのではないか。</p>	<p>送迎に関しては必ずしも実施しなければならないものではありません。様式2の応募内容確認書の4(2)送迎体制の欄に「なし・あり」の明記をお願いします。</p> <p>また、実施要領の7送迎について、「(1)参加者からの希望がありかつ必要と認めた場合は事業者が送迎を行うこと。」を「(1)参加者からの希望がありかつ必要と認めた場合は事業者が送迎を行うことができる。」に変更します。</p>	2017/2/3
6	2017/2/1	<p>業務委託事業者応募申請書兼誓約書の記入について</p> <p>①受け入れ予定人数は、当事業所での最大受け入れ人数なのか、1日当たりの最大受け入れ人数なのか。</p> <p>②確保状況の確認の欄がありますが、予定履行場所が確保できているかどうかという解釈でよろしいか。</p>	<p>①通所リハビリテーションにおける1回の受け入れ可能人数です。</p> <p>②予定履行場所の確保について明記してください。</p>	2017/2/3
7	2017/3/21	<p>事業内容説明時や認知度を上げるために、事業所独自で安城市短期集中型介護予防サービス事業のチラシを作成・配布しようと考えている。作成・配布してもよいか。可能な場合、その内容を市役所で確認してもらう必要があるか。</p>	<p>事業説明のためのちらしを事業所ごとに作成しても構いません。内容を確認しますので配布前に市へ提出をお願いします。</p>	2017/4/12
8	2017/3/21	<p>本事業利用中、骨折や事故等により医療保険でのリハビリが必要だと判断された場合は、その後のサービス利用はど</p>	<p>医療保険のリハビリが必要となった時点で介護予防サービス・支援計画書の変更の必要性が生じ</p>	2017/4/12

		<p>うなるのか。本事業をいったん中止し、医療保険でのリハビリ終了後、再開になるのか、もう一度、地域包括支援センターに相談に行くところから始めるのか。</p>	<p>ていると考えられますので本事業は中止となります。医療保険が終了後再度本事業を利用する必要がある場合は、サービス担当者会議で本事業の必要性を十分検討したうえで地域包括支援センターによる介護予防サービス・支援計画書の作成が必要です。《短期集中型介護予防サービス事業実施要領6（9）参照》</p> <p>*平成30年度から変更</p> <p>・参加途中で医療保険によるリハビリテーションが必要となった場合、身体状況に変化が生じていると考えられますので、主治医と十分な連絡を取り、ケアマネジメントを実施し、本事業の利用継続が望ましいかを検討してください。必要に応じ、介護予防サービス・支援計画書を変更してください。</p>	2018/3/2
9	2017/3/21	<p>本事業利用中、急に生活機能低下が起こり、介護保険を申請した際、その時点でいったんサービス利用を中止し、介護認定の結果を待ったほうが良いのか、申請中でもサービスを継続し、要介護1以上の認定がおりた場合、申請期間中の実績はどのように取り扱うのか。</p>	<p>介護保険の申請が必要となった時点で介護予防サービス・支援計画書の変更の必要性が生じていると考えられますので、認定申請書を提出した時点で中止となります。</p>	2017/4/12

10	2017/3/21	<p>事業実施要領の対象者条件に加えて、基本チェックリストの項目で No.16 に加点、No.18～20 で 2 点以上加点、No.21～25 で 3 点以上加点のすべてを満たす方は、生活機能低下の原因が認知機能面や精神面での要因が大きいと考えるため、当事業所の介入で効果を出すことが難しいと思われる。受け入れの際に地域包括支援センターの職員に当事業所基準を伝えたいと考えている。このように独自の受け入れルールを作ってもよいか。</p>	<p>基本チェックリストの該当項目だけで本事業の対象かどうかを決めることは望ましくありません。総合事業対象者であり、地域包括支援センターによるアセスメント、サービス担当者会議等において本事業が高齢者にとって適切なサービスであれば利用できます。</p>	2017/4/12
11	2017/3/21	<p>個別サービス計画は、サービス利用開始(1 回目)前に作成し、本人の同意を得た上でサービス利用を開始するのか。サービス利用時に評価を行ったのち、作成をしても良いか。</p>	<p>個別サービス計画作成のためのアセスメントはサービス利用前に行ってください。サービス担当者会議等の場を活用するなどしてください。また、個別サービス計画書の説明と同意はサービス利用 1 回目でも可とします。</p>	2017/4/12
12	2017/7/11	<p>実施要領 3 対象者の (5) にある「医療保険によるリハビリテーションを受けていない人」の医療保険によるリハビリテーションとは、疾患別リハビリテーションのことでよろしいでしょうか？</p>	<p>疾患別リハビリテーション(心大血管疾患リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーション、呼吸器リハビリテーション)を現に受けている人は本事業と併用することはできません。</p> <p>疾患別リハビリテーション以外の医療保険によ</p>	2017/7/21

13	2017/7/11	医療保険によるリハビリテーションを現在受けている人は、対象者となりますか？また、本事業との併用は可能でしょうか？	<p>るリハビリテーションを利用している人が、本事業を希望される場合は個別で高齢福祉課地域支援係へ相談してください。</p> <p>*平成30年度変更</p> <p>医療保険によるリハビリテーションを受けている人も利用可能です。</p>	2018/3/2
14	2017/7/11	<p>入院中の患者様に基本チェックリストを実施することは可能でしょうか？</p> <p>また、それに基づき、入院中にサービス担当者会議を開くことは可能でしょうか？</p>	<p>病状が安定していて退院の目途が立っていれば入院中の基本チェックリストの実施は可能です。</p> <p>ケアプランや個別サービス計画書の作成のためのアセスメントの実施、サービス担当者会議等については訪問して自宅の生活を把握したうえで実施することが望ましく考えます。ただし、入院前から自宅の様子を把握しているため聞き取りでアセスメントが可能な場合や入院中の外泊や外出時を活用した訪問を行い退院後の自宅の生活状況などを十分把握できる場合などはこの限りではありません。</p>	2017/7/21
15	2017/7/19	実施予定曜日を変更する場合は、変更届は必要ですか。	実施予定の曜日を変更する場合は、電話またはメールで高齢福祉課地域支援係に連絡してください。	2017/7/21

16	2017/7/19	<p>実施予定場所を変更する場合、変更届が必要ですか。また、定員（利用人数）によって実施場所を変更して実施することは可能ですか。（例えば5人までは A の場所、6～10人までは B の場所で開催する。）</p>	<p>実施予定場所を変更する場合は、「安城市短期集中型介護予防サービス業務事業者応募申請書兼誓約書」の様式1を提出してください。その際、変更箇所が分かるよう変更前と変更後の内容を明記してください。</p> <p>利用人数によって実施場所を変更することは可能です。ただし、本事業の実施については、サービス提供時間内において専用区画で実施することが望ましく、提供すべき内容を安全に提供できる広さを確保してください。</p> <p>他の事業との共有区画を使用する場合は、本事業の人員基準、他の事業の人員基準、設備基準等を遵守したうえで本事業の実施をお願いします。</p> <p>（問4と同様）</p>	
----	-----------	---	---	--

17	2017/7/19	<p>サービス担当者会議について</p> <p>会議の開催は必須ですか。もし、必須であるならば行う時期、回数に決まりがありますか。</p>	<p>本事業を利用する場合は、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント（類型：A）の結果により介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）原案に位置づける必要があります。サービス担当者会議は、地域包括支援センターが、ケアプラン原案を新規に作成または変更する場合に、ケアプラン原案に位置づけたサービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して必ず会議を開催する必要があります。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。</p>	2017/7/21
18	2017/8/23	<p>実施要領6（1）に「おおむね3か月から6か月で終了するものとする」とありますが、サービス開始から6か月目のサービス提供はその月の月末まで可能でしょうか？それとも本事業開始日から起算して6か月以内の期間でしょうか？</p>	<p>利用開始後6か月目の末日までの利用が可能です。</p> <p>例）利用開始日が6月15日の場合は、12月31日まで利用可能</p>	2017/8/30
19	2017/8/23	<p>通所と訪問の組み合わせで計画しているが、実績では訪問のみになってしまっても良いか？</p> <p>① 1か月のなかで通所リハビリと訪問リハビリを予定して</p>	<p>①の場合</p> <p>1月内に通所リハビリと訪問リハビリを組み合わせなければいけないものではありません。計画</p>	2017/8/30

	<p>いたが、通所リハビリがキャンセルとなり訪問リハビリだけになった。</p> <p>②家族による送迎で通所リハビリを利用していたが、家族の事情で送迎ができなくなってしまった。</p> <p>③通所リハビリを数回利用したが、本人が通所リハビリを希望しない。</p>	<p>どおりに通所リハビリを提供できなかった場合は、早急に個別サービス計画書を見直し、本事業の提供期間を通して通所リハビリと訪問リハビリを組み合わせたサービスを提供できるようにしてください。</p> <p>②の場合 地域包括支援センターと相談し、他の手段や送迎を行っている事業所の利用なども含め検討してください。</p> <p>③通所リハビリを嫌がる理由などを確認のうえ対応するなど利用継続に向けた支援をしてください。</p> <p>②③共通 地域包括支援センターとともに他の方法を検討したがやむを得ず通所リハビリの利用継続が困難な場合は、高齢福祉課に連絡をしてください。また、支援終了時には評価表に通所リハビリの利用継続が困難になった理由を明記し、実績報告書とともに提出してください。</p>	
--	--	---	--

20	2018/2/27	実施要領の 3 対象者の (1) に記載されている「安城市に住所を有する 65 歳以上の人」とは、住民票の住所が「安城市」になっている人のことでしょうか？	安城市に住民票があり、居住している 65 歳以上の人を指します。	2018/3/2
21	2018/2/27	実施予定場所を曜日によって変更することは、Q&A の No.16 と同じ考えでよろしいでしょうか？ また、実施予定場所や従事予定者の変更をしたい場合の手順を教えてください。 (例えば 5/1 から変更したい時にどのような手続きをいつまでに行えば良いか教えてください)	曜日により実施場所を変えることは可能です。 ただし、利用者にわかりやすい開催方法を心がけてください。 申請内容を変更する場合は、事前に「安城市短期集中型介護予防サービス業務事業者応募申請書兼誓約書」の様式 1 を提出してください。その際、変更箇所が分かるよう変更前と変更後の内容を明記してください。	2018/3/2
22	2018/5/11	短期集中型介護予防サービスを利用中に入院し、退院後サービス利用を希望された場合、再開は可能でしょうか？その後の利用において期間や回数の制限はあるのでしょうか？	退院後に介護予防ケアマネジメントを行ってください。 介護予防ケアマネジメントを行った結果、退院後の利用者の身体状況が入院前に行った介護予防ケアマネジメントの結果と変更がなく、 1) 介護予防・支援計画書および個別サービス計画書ともに変更する必要がない場合 または、	2018/5/18

			<p>2) 介護予防・支援計画書の変更が必要なく、個別サービス計画書の簡易な変更の場合については、入院前に作成した介護予防・支援計画書に基づくサービスの再開が可能です。</p> <p>なお、2) の場合は、利用者の同意を得て、個別サービス計画書の修正を行ってください。</p> <p>介護予防ケアマネジメントを行った結果、介護予防・支援計画書および個別サービス計画書ともに変更する必要がある場合は、中止となります。</p> <p>原則として本事業の利用は1度限りとしませんが、実施要領第6条第9項に該当する場合は除きます。</p>	
23	2018/10/2	<p>サービス利用を検討している見学者の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型支援を従事者1人でやっている際、サービス提供時間中に見学者へ簡単なサービスの説明をすることは可能か。 ・通所型支援を従事者1人でやっている際、サービス提供時間中に集団で行うプログラムへ一緒に参加してもらうことは可能か。 	<p>本事業への参加は、実施要領第3条第1～5項をすべて満たす人となります。そのため、介護ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等の職員が同席せずに、サービス利用を検討している対象者のみが見学することはないと考えます。</p> <p>このことから、介護ケアマネジメントを作成する地域包括支援センター等が同席するなど対応し、時間中は事業参加者への対応を最優先にして</p>	

			<p>ください。</p> <p>地域包括支援センター等による介護ケアマネジメントにより本事業に参加している参加者に対し、サービスの提供を行ってください。</p>	
24	2020/4/15	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、通所型支援の提供が利用者の自粛や実施場所が使えなくなる等で行えない方がいます。利用者、包括支援センターと相談し、訪問型支援での提供を検討してはいますが、利用者の意向等で難しい方もいます。その場合いったんサービスを中断し、コロナウイルス終息等で利用者が再開を希望した際、利用者の状態を確認し、大きな変化がなければ、当初、予定していた支援回数分の提供を期間延長して行って良いか。</p>	<p>会場の使用制限で事業が実施できず、また参加者の意向に関係なく事業が継続できないなど、やむを得ない理由があるため、実施できる状況になるまでサービスを中断し期間延長することは可能です。</p> <p>ただし中断期間が長期になる場合、身体状況に変化が生じていると考えられますので、包括が再アセスメントを実施し、本事業の利用継続が望ましいかを検討してください。</p>	2020/5/1
25	2020/8/5	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で利用者の意向等により、訪問型支援を提供できない場合、通所型支援のみでの提供は可能か？</p>	<p>本事業は通所型支援と訪問型支援を組み合わせることにより日常生活に支障のある生活行為を改善することを目的としています。特に訪問型支援は、利用者の自宅に訪問し生活課題に沿った生活行為の改善に関する支援を実施するもので、本事業としては欠かせないものです。そのため通所型支援のみの提供は想定しておりません。</p>	2020/8/11

26	2023/2/10	<p>業務委託事業者応募申請書兼誓約書の記入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該サービスの予定履行場所について、予定場所が地域にある公共施設等（町内会等）をサテライト会場として予定しているが、具体的な実施場所は未定の場合、どのように記載したらよいのか。 	<p>予定履行場所について、サテライト会場を設置し実施する予定であることを記載してください。ただし、実施場所として、提供すべき内容を安全に提供できる広さを確保して実施してください。</p> <p>また、サテライト会場が決まり次第、申請内容を変更する場合は、事前に「安城市短期集中型介護予防サービス業務事業者応募申請書兼誓約書」の様式1を提出してください。</p>	2023/3/1
----	-----------	--	---	----------